中国高等学校選手権大会開催基準要項
趣旨本連盟の主催する各種の中国大会は、本連盟の趣旨に則り高等学校生徒の発達段階に応ず
るとともに、大会の一層の発展と運営を円滑に図るため次の基準を設ける。
なお、開催にあたっては当該競技の中国ブロック競技団体並びに開催地の関係団体、関係
諸機関と緊密に連絡をとり実施すること。
１．共催、後援及び主管
（１）大会の主催は、中国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という｡）、開催県教育委員会、
開催県高体連及び中国ブロック競技団体とする。
（２）教育団体以外の団体を主催に加える場合は、本連盟理事会の承認を経なければならない。
（３）大会の後援は、開催県体育協会、会場地市町村教育委員会および会場地市町村体育協会を
原則とする。
（４）大会の主管は、本連盟当該専門部、開催県高体連当該専門部及び開催県当該競技団体と
する。
２．開催県及び会場、期日の決定
（１）原則として各種目ともトラック廻りに各県順次開催するものとする。
（２）開催時期は、冬季種目を除き５月～６月中を原則とする。
（３）会場および期目は各県高体連において関係機関及び団体と連絡をとって内定し、
本連盟の議を経て決定する。競技日数は、長期休業中も含め２日以内を原則とする。
現在３日間を承認されている競技は、陸上競技、水泳、サッカー、スキー、ボクシング、
登山、テニス、ホッケー、ヨットの９種目である。
３．大会参加資格
（１）選手は、学校教育法第１条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に
在籍する生徒であること。
（２）選手は、各県高等学校体育連盟に加盟している生徒で、当該競技実施要項により、
大会参加資格を得たものに限る。
（３）平成○○年４月２日以降に生まれたものとする。但し、出場は同一競技３回までとし、
同一学年での出場は１回限りとする。
（４）チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
（５）統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
（６）転校後６ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる｡）但し、一家
転住などやむを得ない場合は、各県高等学校体育連盟会長の認可があれば、この限りでな
い。（部分、水泳は１年）
（７）出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
（８）参加資格の特例
ア．上記の（１）、（２）に定める生徒以外で、（３）～（７）の大会参加資格を満たし、
かつ、各県高等学校体育連盟が推薦する生徒を、別途に定める規定に従い大会参加を
認める。
イ．上記（３）の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の
出場は、同一競技３回限りとする。
［大会参加資格の別途に定める規定］
１．学校教育法第７２条、１１５条、１２４条及び１３４条の学校に在籍し、中国各県高等
学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
２．以下の条件を具備すること。

（１）大会参加資格を認める条件
ア．全国高等学校体育連盟、中国高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、
それを尊重すること。
イ．参加を希望する専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修業年限ともに高等学校と一
致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。
ウ．各学校にあっては、中国各県高体連の予選会から出場が認められ、中国・全国大会への
出場条件が満たされていること。
エ．各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の
指導のもとに適切に行われており、活勤時間帯が高等学校に比べて著しく均衡を
失していず、運営が適切であること。
（２）大会参加に際し守るべき条件
ア．全国高等学校総合体育大会開催基準要項及び中国高等学校選手権大会開催基準要項を
遵守し、競技種目大会申合せ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
イ．大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷
害保険に加人しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
ウ．大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。
４．参加料
(１）各専門部で参加料を徴収することができる。
(２）参加料上限の額は，本連盟理事会で決める。
団体の部 １チーム 16,000 円以内
個人の部 １名 1,700 円以内
（重複出場の場合でも １名 1,700 円以内，但し自転車競技ロードについては
１名 3,000 円以内とする｡）
（３）参加料は開催県高体連専門部に納入する。
（４）参加料は種目別大会の運営費にあてる。
５．表彰
（１）各競技種目ごとの入賞数は、各種目の実施要項に定める。
（２）参加賞は有償無償にかかわらず原則として配布しない。
なお、賞品の取り扱いもそれに準じる。
６．大会役員
（１）別紙 「大会役員編成基準表」を原則とし、開催県高体連当該専門部で編成する。
（２）中国高等学校選手権大会の役員委嘱には、開催県高体連該当専門部印を用いる。
（３）中国高体連会長、各県高体連会長、理事長への委嘱はしない。
（４）開催県への審判派遣に要する経費は各専門部で負担することを原則とする。
７．負担金
大会運営費に充当するため、各県 20､000 円以内の負担金を徴収することができる。
８．大会の式典
（１）開会式は、大会当日行うことを原則とする。ただし、大会前日開催する場合は、午後３時
以後とする。
（２）閉会式を実施する場合は、大会終了後直ちに行うことを原則とする。
９．その他
大会参加資格及び競技規則は原則として全国高等学校総合体育大会開催基準要項に準ずる。

細則
１．この大会は、つとめて実質的に運営し、諸経費の節約を図るように努力する。
２．開催県委員長は、大会要項並びに成績表を開催県高体連事務局に送付し、開催県高体連
事務局は中国高体連事務局に送付する。（成績表は別紙様式による｡）
３．代表者会議等は簡素にすること。
４．審判はできるだけ地元で補い、他県への要請は最小限度にとどめる。
５．宿泊料金は開催県高体連専門部が旅館組合等の業者と協定した統一料金又は段階料金とする。
なお、料金設定にあたっては、できるだけ低額におさえるようにする。
６．生徒の宿泊所は教育環境を考慮する。
７．専門部別委員長会
（１）専門部別委員長会は、原則として中国大会開催時に行う。
（２）協議題については中国高体連事務局へ報告すること。
（３）各種申請要項
ア．申請時期原則として、申請事項の該当する前年度の春季理事会まで
イ．申請代表者中国高体連専門部長
ウ．申請書類 ・申請書（申請内容、申請理由を明記したもの）
・その他の必要書類（要項、予算言など）
８．中国高等学校新人大会、全国高等学校選抜大会中国地区予選大会、全国高等学校選抜大会
中国地区予選大会兼中国高等学校新人大会について
（１）名義共催とする。
（２）中国高等学校選手権大会開催基準要項に準ずる。
（３）大会役員の編成については、別紙「中国高等学校新人大会役員編成基準」を原則とし、
開催県高体連当該専門部で編成する。
（４）共催する大会
中国高等学校新人大会、全国高等学校選抜大会中国地区予選大会、全国高等学校選抜
大会中国地区予選大会兼中国高等学校新人大会のいずれか一大会について共催する。
（５）共催の中請と報告
別紙「中国高等学校新人大会等の共催申詰と事業報告について」様式－１、２による

附則
１．この基準要項で適用できない項目が生じた場合は、理事会の承認を得なければならない
２．基準要項は、昭和３６年４月 1 日から実施する。
昭和４１年 ４月 １日一部改正
昭和５０年 ４月 １日一部改正
昭和５７年 １１月 ５日一部改正
昭和５９年 ５月 ８日一部改正
昭和６２年 ５月 １日一部改正
平成元年 ５月 １９日一部改正
平成 ２年 ５月 １日一部改正
平成 ６年 ２月 ３日一部改正
平成 ７年 １１月 ７日一部改正
平成 ８年 １１月 ５日一部改正
平成 ９年 ５月 １日一部改正
平成 ９年 １１月 １０日一部改正
平成１０年 ５月 １日一部改正
平成１１年 ４月 ２７日一部改正
平成１２年 １０月 ２０日一部改正
平成１６年 １月 ２３日一部改正
平成１６年 １１月 １５日一部改正
平成１９年 ５月 １８日一部改正
平成２０年 ５月 １６日一部改正
平成２１年 ５月 １５日一部改正